

(子ども・子育て応援プランの策定)

2003(平成15)年には少子化社会対策基本法が成立し、同法に基づき、少子化に対応するための総合的な施策の指針として、2004(平成16)年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年程度の間国を挙げて少子化の流れを変えるための各種の施策を強力に推進していくこととなった。

また、二期にわたるエンゼルプランなどに基づき保育関連施策を中心とした計画的な整備が行われてきたが、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で、国、地方公共団体、企業等が一体となって、次世代育成支援対策に計画的に取り組んでいく必要があり、少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画として、2004年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定された。

◀図表2-3-4-2

図表2-3-4-2 「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】	【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】	【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】
若者の自立とたくましい子どもの育ち	若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成) 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力) 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)	若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す] 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業) 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)	希望する者すべてが安心して育児休業等を取得[育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校就学期間までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%] 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに] 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進) 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進	多くの若者が子育てに肯定的な「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」イメージを持てる
子育ての新たな支え合いと連帯	地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施) 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大) 児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村) 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー) 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)	全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある) 全国どこでも保育サービスが利用できる(待機児童が50人以上いる市町村をなくす) 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す] 全国どこでも子どもが病気に際して適切に対応できるようになる 妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

子ども・子育て応援プランは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題(若者の自立とたくましい子どもの育ち、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、子育ての新たな支え合いと連帯)に沿って、2009(平成21)年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、それらの施策の実施を通じて、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを産み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかわかるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示している。

具体的には、1)職業経験が十分ではない若者を対象に、3か月間の試行(トライアル)雇用を活用し、常用雇用の実現を支援すること、2)次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画の策定を支援するとともに、好事例を普及すること、3)育児休業取得率の目標達成(男性10%、女性80%)に向け、職場の意識改革を進める

ための啓発活動や好事例の普及を図ること、4) 地域における子育て支援の拠点として、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できるつどいの広場や、育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を支援する地域子育て支援センターの整備を推進すること、5) 送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行うこと、6) 待機児童ゼロ作戦による保育所等の受入れ児童数の拡大を行うこと、7) 延長保育・休日保育・夜間保育等を推進することなどが掲げられている。

さらに、少子化社会対策基本法に基づいて設置された少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）の下に、2005（平成17）年10月、少子化社会対策推進会議（内閣官房長官主宰、関係閣僚と有職者で構成）が設けられた。

### コラム

#### 地域の人々が集う子育ての拠点「ばあちゃんち」（熊本県植木町）

「ばあちゃんち」は、実際に地元のおばあちゃんが住んだままで使われている築100年以上の民家で、植木町地域子育て支援センターの運営により、子どもから高齢者まで地域の人々が集い、地域の子育ての拠点として開放している場である。玄関を一步入ると、土の土間が広がり、縁側に座ると昔懐かしい時代へタイムスリップしたようで、田舎のおばあちゃん家に遊びに行ったことを思い出させてくれる空間である。

この特徴は、伝統的な農家の文化を親子で実際に体験することができることである。隣の畑で、スタッフや地域の子ども・母親らとさつまいも、大豆、ネギなどを植え、収穫し、さらにおばあちゃんや地域の人々の知恵を借りて豆腐や味噌を作ったりして、自給自足の生活を実体験している。収穫した野菜や作った味噌などを、その場で販売して運営費に充てるため、利用料は無料であり、補助金もなく運営できている。

また、子どもやその母親にとっては、地域の人々と一緒に集まり、たくさんの経験・学び・交流ができる場所であるとともに、地域

の人々から子育てや昔の生活の知恵、作法を伝承される場として「地域の大きな家」となっている。

住んでいるおばあちゃんにとっても、多くの人が来てくれることで元気になり、以前のように病院に通うこともなくなったという。

ひな祭りの日には、近所の人から借りた雛壇が飾ってあり、スタッフがお菓子を作り、子どもとその母親達が集まって遊んでいた。

このような、子どもと母親、高齢者がふれあうことができる地域の子育て拠点が「ばあちゃんち」である。



（「ばあちゃんち」の様子）

## コラム

## 妊産婦さんへの思いやり「マタニティマーク」

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期である。しかし、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など妊産婦さんにはさまざまな苦勞がある。また、妊産婦さんかどうかの判断がつかなくて、「席を譲ります」の声をかけづらいという経験をされた方もいるのではないかな。

厚生労働省では、「健やか親子21」の取組みの一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し、「マタニティマーク」を発表した。マークは、妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊産婦であることを示しやすくするものである。さらに、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進している。

未来のお母さんと赤ちゃんにやさしい環境

づくりのため、思いやりや気遣いを願います。

厚生労働省ホームページ「マタニティマークをとおした「妊婦にやさしい環境づくり」の推進について」

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>)



## 4 現在の課題と今後の方向性

### (出生率低下の社会的背景と現在の課題)

現在我が国においては、急速に少子化が進行し、2005(平成17)年の合計特殊出生率は、1.25と過去最低の水準を更新した。これは、他の先進諸国と比較しても極めて低い水準にあり、また低下の一途をたどっていることが特徴である。

出生率低下の要因は、「未婚化・晩婚化の進行」と「夫婦出生児数の減少」である。未婚率は男女とも依然上昇傾向にある。また、結婚した夫婦からの出生児数も1990年代以降減少傾向にあり、1960年代生まれ以降の世代では、これまでのように最終的な夫婦出生児数が2人に達しない可能性も考えられる。

このような「未婚化・晩婚化の進行」、「夫婦出生児数の減少」による出生率の低下が続いていることの社会的背景としては、次のことが考えられる。

### (1) 働き方の見直しに関する取組みが進んでいない

長時間労働と出生との関係については、厚生労働省統計情報部「21世紀成年者縦断調査」によれば、夫婦ともに子どもを欲しいと考えており、第1回調査(2002(平成14)年11月)から第2回調査(2003(平成15)年11月)の間に子どもが生まれておらず、夫の1日当たりの仕事時間(通勤時間を含む。)が「10時間以上」であった夫婦のうち、第1回調査以後の1年間で仕事時間が増加した場合には翌年1年間で22.0%に子どもが生まれたのに対し、減少した場合には翌年1年間で28.4%に子どもが生まれており、長時間労働を見直した夫婦により多く子どもが生まれる結果となっている。

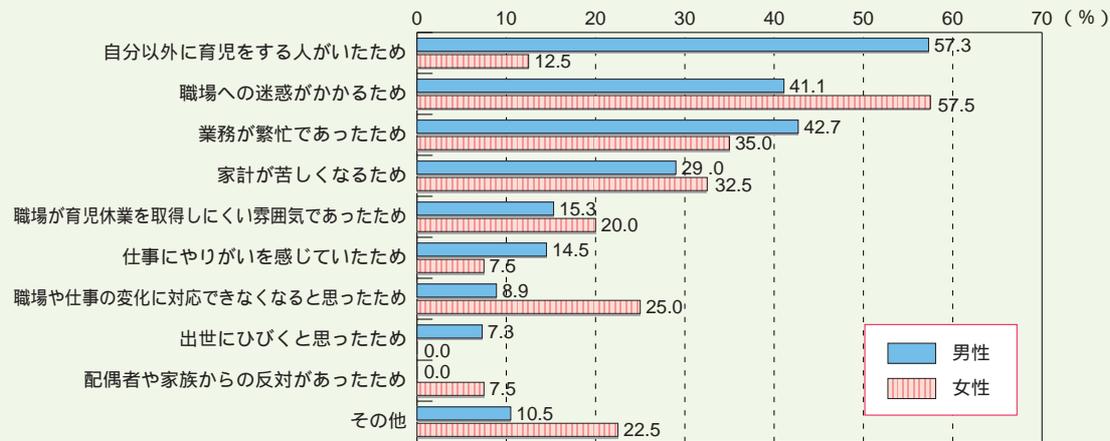
ところが、実際には、子育て期にある30歳代男性の4人に1人は週60時間以上就業しており、長時間就業者割合も増加してきている。これにより、子どもと向き合う時間が奪われており、我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的に見ても最低の水準であり、子育ての負担が女性に集中している(図表1-2-5参照)。

また、先に紹介した「21世紀成年者縦断調査」結果では、2003年時点で妻が勤めていた夫婦(2002年から2003年の間に子どもの生まれたものを除く。)のうち、2004(平成16)年までの1年間に、妻の職場で育児休業制度が利用不可能な場合は5.2%に子どもが生まれたのに対し、育児休業制度が利用可能な場合には14.3%に子どもが生まれている。さらに、制度を「利用しやすい雰囲気がある」ところでは18.3%と、「利用しにくい雰囲気がある」場合(9.8%)の約2倍の割合で子どもが生まれている(厚生労働省大臣官房統計情報部「第3回21世紀成年者縦断調査」(2006年))。

ところが、実際には、育児休業の取得率は、2005年度において、女性が72.3%、男性が0.50%にとどまっており、希望する者すべてが安心して育児休業を取得できる状況には至っていない。また、女性が育児休業制度を利用しなかった最大の理由は「職場への迷惑がかかるため」となっており、長時間労働や職場優先の雰囲気の中では、育児休業制度が十分に活用されていない現状がある。

図表2-3-4-3 ▶

図表2-3-4-3 育児休業を利用できたのに取得しなかった理由



資料：ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」(2003年)  
 (注1) 複数回答  
 (注2) 6歳未満の子を持つ配偶者のいる20歳以上40歳未満の雇用者(女性は非就業も含む)に聞いたもの

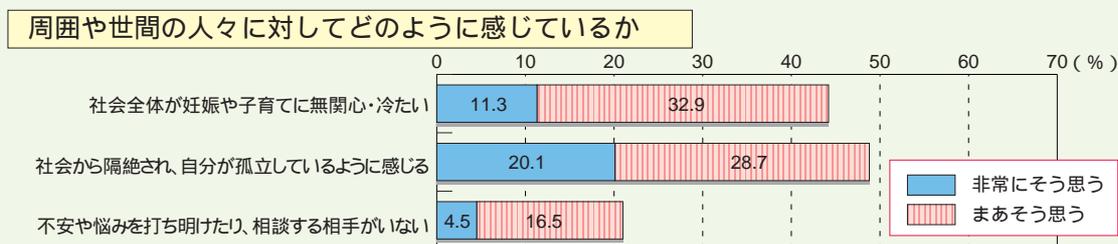
◀ 図表2-3-4-4  
 ▶ 図表2-3-4-5

(2) 子育て支援サービスがどこでも十分に行き渡っている状況にはなっていない

地域共同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手や短時間子どもを預けられる人がいないなど、子育ての負担感が大きく、特に在宅で育児を行っている割合の高い3歳未満児を持つ母親の半数近くが社会からの疎外感や孤立感を感じている状況にある。これに対応して、各種の子育て支援サービスは充実を図ってきたものの、まだ多くの子育て家庭をカバーするには至っていない。

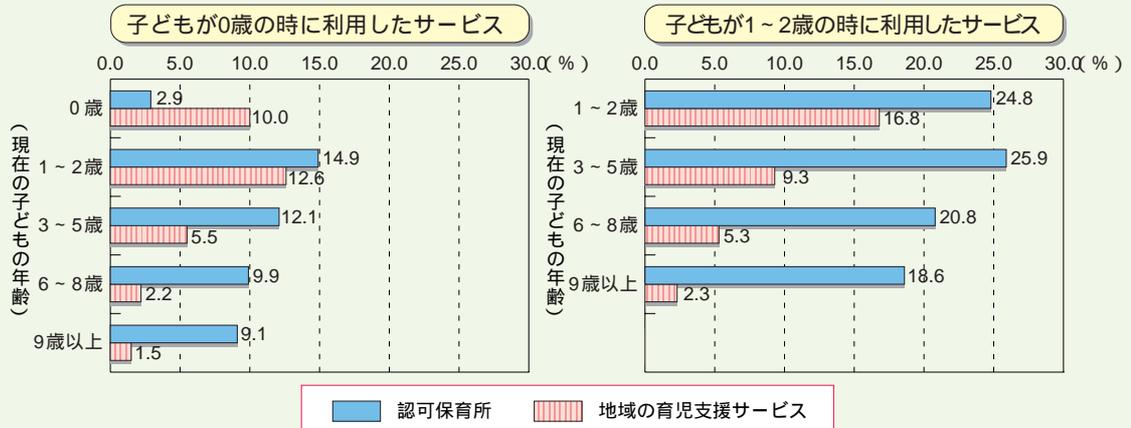
また、二期にわたるエンゼルプラン、2002(平成14)年度からの「待機児童ゼロ作戦」等で拡充を図ってきた保育サービスについて見ても、全国的にみれば一定の成果を達成しているとはいえ、依然として2万人を超える待機児童が都市部を中心に存在するように、必ずしも十分にサービスが行き渡っている状況にない。

図表2-3-4-4 子育て中の母親の意識



資料：財団法人こども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)  
 (注) 妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親に聞いたもの

図表2-3-4-5 子育て支援サービスの利用状況



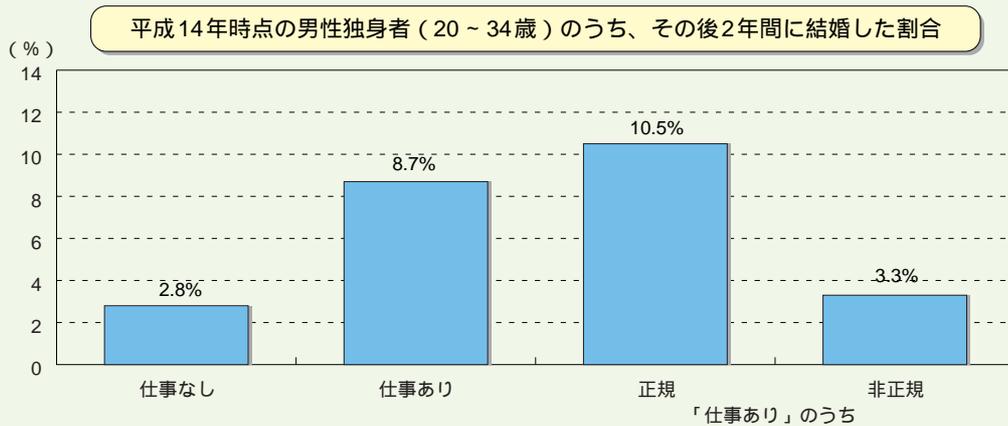
資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「社会保障に関する公私機能分担調査報告」(2003年)

### (3) 若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況

若者の失業率は、2004(平成16)年以降改善傾向にあるものの、なお高い水準で推移しており、フリーターの数もいまだ200万人を超えている(図表2-1-11、図表2-1-12参照)。このような雇用の不安定な若者は、社会的、経済的に自立できないため、家庭を築くことが難しい状況にあるものと考えられる。

図表2-3-4-6▶

図表2-3-4-6 男性独身者のその後2年間に結婚した割合



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「第3回21世紀成年者縦断調査」(2004年)

### (少子化の流れを変えるための働き方の見直し等の必要性)

急速な少子化の進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがすものであり、少子化の流れを変えるための施策を国を挙げて推進していくことが求められる。

このような少子化の流れを変えるためには、人々が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが必要である。このため、従来から進めてきた仕事と家庭の両立支援策や保育サービスの充実に加えて、働き方の見直しなどによる雇用環

境の整備や地域における子育て支援の拠点整備など働いている・いないにかかわらずすべての子どもと子育てを支える施策展開が必要である。

これらの課題を踏まえて、「子ども・子育て応援プラン」が策定されているところであり、これを着実に実施することにより、希望する者すべてが安心して育児休業等を取得でき、男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持て、全国どこでも子育てに関する相談や交流、保育サービスの利用ができるようにすることなどを実現していくことが必要である。

とりわけ、働き方の見直しについては、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、子育てに当たって希望する者すべてが育児休業等を取得できるよう、女性だけでなく男性の育児休業の取得促進に努めることが必要である。さらに、男性の長時間労働が出生率の低下に影響していると考えられることから、育児期の男性の長時間労働を減らし、家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てるような環境づくりに努めることが必要である。このため、企業における次世代育成支援に向けた行動計画の策定等による取組みが求められるとともに、働き方の見直しに向けて企業や国民の考え方を変えていくことが求められる。

また、地域における子育て支援については、NPOや企業、地域住民など、民間の力を活用して、子どもの見守りや子どもを持つ親の交流を行うなど、それぞれの地域で子育てを社会全体で支え合う取組みが求められる。

2006（平成18）年3月には、「少子化対策に関する政府・与党協議会」が設置され、人口減少社会の到来を踏まえ、対策の拡充・強化に向けた議論が進められ、同年6月に「新しい少子化対策について」が取りまとめられた。

「新しい少子化対策について」では、「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に合わせ、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革を進めるための家族・地域の絆を再生する国民運動等を推進することとしており、政府・与党協議会における取りまとめを受け、政府においてもその内容を少子化社会対策会議決定とし、これらの諸施策を強力に推進することとしている。